

(様式第 5 号)

入 札 条 件

1 中間前金払と部分払の選択について

請負代金が 1 3 0 万円を超える工事（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの年度の年度割金額等が 1 3 0 万円を超える工事については、中間前払金を請求できるので、この場合は、あらかじめ中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

この選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

2 中間前払金の請求

(1) 中間前払金は、次のすべての要件を満たすことについて認定を受けた場合に請求できる。

1) 当該契約に係る工期の 2 分の 1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事期間の 2 分の 1）を経過していること。

2) 1) の工期の 2 分の 1 までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の年度割金額等の 2 分の 1）以上の額に相当するものであること。

(2) 契約締結に当たり、部分払を選択する旨の届出を行っている場合には、中間前払金を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前払金を選択する旨の届出を行っている場合には、部分払（継続費又は債務負担行為に係る契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）を請求することはできない。